

補助対象となる事業者（中小企業・小規模企業者の定義）

補助対象者は、日本国内に本社および実施場所を有する中小企業者などに限ります。本事業における中小企業者などとは、「中小企業等経営強化法」第2条 第1項に規定する者ならびに医療法人、社会福祉法人および特定非営利活動法人を原則とし、具体的には以下に記載の者をいいます。

	業種・組織形態	資本金 (資本の額または出資の総額)	または	従業員 (常勤)
資本金・従業員規模の一方が右記以下の場合対象 (個人事業主を含む)	製造業、建設業、運輸業	3億円		300人
	卸売業	1億円		100人
	サービス業 (ソフトウェア業、情報処理サービス業、旅館業を除く)	5,000万円		100人
	小売業	5,000万円		50人
	ゴム製品製造業 (自動車または航空機用タイヤおよびチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く)	3億円		900人
	ソフトウェア業または情報処理サービス業	3億円		300人
	旅館業	5,000万円		200人
	その他の業種（上記以外）	3億円		300人
関連組合	企業組合、協業組合、事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、商工組合、商工組合連合会、商店街振興組合、商店街振興組合連合会 など			
その他	医療法人、社会福祉法人（※1）			
	特定非営利活動法人（※2）			

※1 資本金・従業員規模の一方がサービス業に記載の数値以下のもの。

※2 資本金・従業員規模の一方が法人の主たる業種に記載の数値以下のもの。

(※) 上記の表及び※1 ※2 に該当しない者は対象となりません。(例) 財団法人(公益・一般)、社団法人(公益・一般)は対象となりません。

次の1～3のいずれかに該当する者は、**大企業とみなして補助対象者から除きます。**

1. 発行済株式の総数または出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業者
2. 発行済株式の総数または出資価格の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業者
3. 大企業の役員または職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者

※大企業とは、上記の表に規定する中小企業者以外の者であって、事業を営む者をいいます。

ただし、次のいずれかに該当する者については、大企業として取り扱わないものとします。

- ・ 中小企業投資育成株式会社法に規定する中小企業投資育成株式会社
- ・ 投資事業有限責任組合契約に関する法律に規定する投資事業有限責任組合